

任意継続被保険者の標準報酬月額（上限額）の改定について

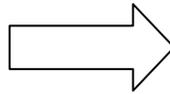
任意継続被保険者の標準報酬月額につきましては、健康保険法第47条において「毎年1回、退職時の標準報酬月額と、当該組合の平均標準報酬月額^(※)とを比べ、いずれか低い標準報酬月額に見直しを行う」となっており、当組合の平均標準報酬月額の変更にともない、平成29年4月分より、次のとおり上限額が変更となります。

※ 前年9月30日における当組合の全被保険者の標準報酬月額を平均した額

« 平均標準報酬月額（上限額） »

変更前（平成29年3月分まで）

470千円



変更後（平成29年4月分以降）

500千円

（参考）標準報酬月額 上限額適用の場合の保険料

	変更前 (平成29年3月分迄)	変更後 (平成29年4月分以降)
平均標準報酬月額（上限額）	470千円	500千円
健康保険料(月額)	45,120円 (料率 96.0/1000)	41,000円 (※料率 82.0/1000)
介護保険料(月額)	5,640円 (料率 12.0/1000)	6,000円 (料率変更なし)
合計	50,760円	47,000円

※平成29年4月分より、健康保険料率が変更となります。

平成29年度の保険料については、3月中旬頃に納付案内を郵送させていただきます。